

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	地域生活支援事業	事業開始年度	平成18年度	作成責任者		
担当部局庁	社会・援護局障害保健福祉部	担当課室	企画課自立支援振興室	矢田宏人		
会計区分	一般会計	上位政策	障害者の自立支援等に必要な経費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	障害者自立支援法第95条第2項第2号	関係する計画、通知等	「地域生活支援事業の実施について」等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効率的・効果的に実施することにより、障害者及び障害児の福祉の増進を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	○「地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」に基づき都道府県及び市町村(指定都市等を含む。)が行う事業に要する費用に対し、障害者自立支援法の定める補助率上限(事業費の1/2以内)かつ予算の範囲内で、都道府県又は市町村に対し、補助金を交付する。(事業一覧は別紙1参照。) ○実施主体である市町村等が創意工夫に基づいて主体的に事業の実施方法を組み立て、弾力的に補助金を使用できる「統合補助金」として交付している。					
実施状況	○平成21年度においては、市町村事業に対して40,956百万円、都道府県事業に対して3,044百万円を支出した。 ○「地域生活支援事業実施要綱」に掲げる主な事業メニューごとの事業実績は別紙2のとおり。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	40,000	40,000	44,000	44,000	44,000
	執行額	40,000	40,000	44,000		
	執行率	100%	100%	100%		
	総事業費(執行ベース)	92,731	100,126	104,928		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	事業実績報告書により支出の対象とした事業費総額、各実施主体ごとの事業費総額及び各実施主体ごとの個々のメニューの事業費額並びに各実施主体ごとの補助金額を把握している。				
	見直しの余地	地域生活支援事業の事業費は毎年、増加しているが、比較的財政力のある市町村は自らの財源で事業費を捻出できる反面、財政力の弱い市町村は事業費が伸びず地域間格差が広がっているという意見が多く寄せられていることを踏まえ、「特別支援事業」の内容を充実して増額し、その是正を行う必要があると考えている。				
予算監視の所見率化	障害者の地域生活の支援は重要であり、必要性が認められるので、引き続き効率的な執行に努めること。					
補記	「地域生活支援事業」は、障害者自立支援法で位置づけられている制度の一つであり、現在、障がい者制度改革推進会議及び総合福祉部会において「地域生活支援事業」を含む新たな福祉制度の在り方を検討することとされている。					

(20年度実績の例)

厚生労働省
40,000百万円

地域生活支援事業実施要綱に基づき都道府県及び市町村が行う事業に要する費用の一部を補助する

都道府県(一般財源)
18,334百万円

国※1
3,333百万円

都道府県(一般財源)
3,999百万円

都道府県
18,334百万円

国※2
36,667百万円

市町村(一般財源)
37,793百万円

地域生活支援事業実施要綱に基づき都道府県が事業を行う

地域生活支援事業実施要綱に基づき市町村が事業を行う

事業者
(社会福祉法人・NPO等)
7,332百万円

事業者
(社会福祉法人・NPO等)
92,794百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

※1 都道府県(47) 3,333百万円

(内訳) 上位10者

東京都	194百万円
北海道	185百万円
大阪府	184百万円
神奈川県	157百万円
静岡県	135百万円
愛知県	117百万円
兵庫県	109百万円
京都府	108百万円
千葉県	107百万円
滋賀県	103百万円

※2 市町村(1,790) 36,667百万円

(内訳) 上位10者

横浜市	1,651百万円
大阪市	1,291百万円
名古屋市	1,100百万円
札幌市	685百万円
京都市	622百万円
神戸市	546百万円
福岡市	440百万円
広島市	435百万円
堺市	428百万円
さいたま市	427百万円

(注) 計数は各欄で端数処理(四捨五入)している。

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
統合補助金として交付しているため、内訳はない					
計		0	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

市町村地域生活支援事業の事業内容

事業名	事業内容	
相談支援事業	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や援助等を行う。	
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意志疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意志疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う。	
日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。	
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。	
地域活動支援センター機能強化事業	地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化する。(職員加配等)	
その他の事業	福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において、生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で、居室その他の設備利用や、日常生活に必要な便宜を供与する。
	盲人ホーム事業	あんまマッサージ指圧師、鍼師、灸師の資格を有する視覚障害者であって、就労困難な者に対し、就労に必要な技術指導等の便宜を供与する。
	訪問入浴サービス事業	看護師、介護職員等により、訪問により居宅において入浴サービスを提供する。
	身体障害者自立支援事業	身体障害者向け公営住宅、福祉ホーム等に居住している身体障害者で、日常生活等を地域の中で、自主的に営むのに支障がある重度身体障害者に対し、身辺介助、家事援助、夜間緊急対応、生活相談といったサービス等の提供を行う。
	重度障害者在宅就労促進特別事業 (バーチャル工房支援事業)	身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な者で、情報機器を用いた在宅での就労を希望する者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、障害者の就労の促進を図る。
	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援事業等を利用している者等に実習及び訓練を要する費用として必要と認められた額や就労移行支援事業等を利用し就職等により自立する者に対し就職支度金を支給する。
	知的障害者職親委託制度	知的障害者を事業経営者が一定期間預かり、生活指導や技能習得訓練等を行う。
	生活支援事業	日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図る。
	日中一時支援事業	障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害者等の日中における活動の場を確保する。
	生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図る。
社会参加促進事業	社会参加を促進することを目的とし、スポーツ・芸術文化活動等を行う。	
特別支援事業	必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図る。	

都道府県地域生活支援事業の事業内容

事業名	事業内容	
専門性の高い相談支援事業	特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等を行う。	
広域的な支援事業	市町村域を越えて広域的な支援を行う。	
サービス・相談支援者、指導者育成事業	障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する。	
その他の事業	福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において、生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で、居室その他の設備利用や、日常生活に必要な便宜を供与する。
	盲人ホーム事業	あんまマッサージ指圧師、鍼師、灸師の資格を有する視覚障害者であって、就労困難な者に対し、就労に必要な技術指導等の便宜を供与する。
	重度障害者在宅就労促進特別事業	身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な者で、情報機器を用いた在宅での就労を希望する者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、障害者の就労の促進を図る。
	重度障害者に係る市町村特別支援事業	訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行う。
	生活訓練等事業	日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質的向上を図る。
	情報支援等事業	障害のため日常生活上必要な情報の入手等が困難な者に対し、必要な支援を行い、日常生活上の便宜を図る。
	障害者IT総合推進事業	障害者ITサポートセンターを拠点とし、各IT関連事業を総合的かつ一体的に実施し、障害者等の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図る。
	社会参加促進事業	社会参加を促進することを目的とし、スポーツ・芸術活動等の事業を行う。
特別支援事業	必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図る。	

地域生活支援事業(必須事業)の実績

(単位:百万円)

事業名		平成19年度	平成20年度	増減		
		事業費	事業費	金額	伸び率	
市町村事業	<必須事業>		65,558	69,485	3,927	106.0%
	相談支援事業(注)	市町村相談支援機能強化事業	3,006	3,451	445	114.8%
		住宅入居等支援事業	147	184	37	125.2%
		成年後見制度利用支援事業	20	28	8	140.0%
		相談支援事業小計	3,173	3,663	490	115.4%
	コミュニケーション支援事業		3,095	3,207	112	103.6%
	日常生活用具給付等事業		20,249	21,446	1,197	105.9%
	移動支援事業		28,545	31,405	2,860	110.0%
	地域活動支援センター機能強化事業(注)		10,496	9,764	▲ 732	93.0%
	<その他メニュー事業>		19,788	23,309	3,521	117.8%
市町村事業合計		85,346	92,794	7,448	108.7%	
都道府県事業	<必須事業>		3,384	3,223	▲ 161	95.2%
	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業	1,313	1,398	85	106.5%
		障害者就業・生活支援センター事業	673	1,013	340	150.5%
		高次脳機能障害支援普及事業	178	222	44	124.7%
		専門性の高い相談支援事業小計	2,164	2,632	468	121.6%
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業	673	591	▲ 82	87.8%
		精神障害者退院促進支援事業	548	—	—	—
		広域的な支援事業小計	1,220	591	▲ 629	48.4%
	<その他メニュー事業>		4,001	4,109	108	102.7%
	都道府県事業合計		7,385	7,332	▲ 53	99.3%

(注1) 計数は各欄で百万円未満を端数処理(四捨五入)しており、合計等とは端数において合致しないものがある。

(注2) 相談支援事業及び地域活動支援センターの基礎的事業は自治体財源により実施されており、実績は把握していない。

※平成21年度については集計中である。

※精神障害者退院促進事業については平成20年度からは精神障害者地域移行支援特別対策事業として実施

※地域活動支援センター機能強化事業について、平成20年度において一部の自治体で基礎的事業を機能強化事業として整理していたものを修正したこと等による減である。